

# 山梨県公報

第千八百三十三号

平成二十年

二月二十八日

木曜日

## 目次

救急病院等の認定	八五
保安林の指定の予定(四件)	八五
中小企業等協同組合法施行規程の一部改正	八六
県営土地改良事業の完了(五件)	八七
道路の区域変更(二件)	八七
道路の供用開始	八八
一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上及び衛生上支障がないことの認定	八八
人事委員会	
山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則	八八

## 告示

### 山梨県告示第七十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
上野原市立病院	上野原市上野原三千百九十五番地

### 二 認定期間

平成二十年一月十三日から平成二十三年二月十二日まで

### 山梨県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

### 一 保安林の所在場所

大月市賑岡町奥山字金湯一五〇八

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字金湯一五〇八(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

### 一 保安林の所在場所

大月市初狩町下初狩字大ノ田三三一九、三三一九の内一、三三二〇、三三三三の一、三三三八の一(次の図に示す部分に限る。)、字入山二四八〇から二四八三まで、二四九五の二

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大ノ田三三三〇、二三三二八の一、二三三一九・二三三一九の内一・字入山二四九五の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二四八一から二四八三まで
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北都留郡小菅村字笹畑八三七(次の図に示す部分に限る。)、八三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

大月市脈岡町奥山字宮沢九四四・九五七・九五七の乙(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、九四〇、九四一の乙、九四一の丙、九四三の丙、九五六の乙、九五八、九六〇、九六二、九六二の二、九六二の丁

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮沢九四〇・九四一の乙・九四四・九五七・九五七の乙・九六〇・九六二・九六二の丁(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、九四一の丙、九四三の丙、九五六の乙、九五八、九六〇、九六二、九六二の二
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十七号

中小企業等協同組合法施行規程(平成十九年山梨県告示第三百十八号)の一部を次のように改正し、平成二十年二月十二日から適用する。  
平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

(平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)を、「平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号」に、「平成十九年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号」を、「平成二十年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号」に改める。

**山梨県告示第七十八号**

県営土地改良事業（中富地区農村総合整備モデル）の工事は、平成七年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第七十九号**

県営土地改良事業（南部地区農村総合整備モデル）の工事は、平成八年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第八十号**

県営土地改良事業（六郷地区農村総合整備モデル）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第八十一号**

県営土地改良事業（韮沢地区農村総合整備モデル）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第八十二号**

県営土地改良事業（富沢地区農村総合整備モデル）の工事は、平成十年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第八十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年三月三十一日まで一

般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡小菅村字高淀四二五三番の一地先から 北都留郡小菅村字高淀四一六六番地先まで	一一・〇〇 七九・〇	八・〇〇 三〇・〇	二一六〇・五	二一六〇・五

**山梨県告示第八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武田八幡神社線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
韮崎市水神二丁目一級河川富士川左岸堤防敷地先から 韮崎市水神二丁目一級河川富士川左岸堤防敷地先まで	一八・三丁 三八・二	一三・八丁 三六・〇	二五・五	二五・五

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山西割字西原二四〇五番の三地先から北杜市高根町村山西割字西原四七二一番地先まで		一八〇・〇	平成二十年二月二十八日

山梨県告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。  
平成二十年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 認定番号  
山梨県指令建指第二九七二号
- 二 認定対象区域  
韮崎市大草町若尾字東田三七七番一、三七八番一
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所  
山梨県土木部建築指導課

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十八号

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月二十八日

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県職員の留学費用の償還に関する規則平成十九年山梨県人事委員会規則第二号の一部を次のように改正する。  
第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百四条第四項第二号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会  
委員長 小澤義彦